

契 約 結 果 表

- | | | |
|----|-----------------------|---|
| 1 | 工 事 番 号 | |
| 2 | 工 事 名 | 八代市坂本町坂本松崎地区嵩上げ事業に伴う伝送路移設工事 |
| 3 | 工 事 場 所 | 八代市坂本町坂本松崎地区 |
| 4 | 工 種 | 電気通信工事 |
| 5 | 工 事 概 要 | 令和2年7月豪雨からの復興に向け、国交省が実施する嵩上げ事業に伴う支障移転 |
| 6 | 契 約 金 額 | ¥3,163,600 |
| 7 | 契 約 日 | 令和6年8月16日 |
| 8 | 工 事 期 間 | 令和6年8月20日 ～ 令和6年8月30日 |
| 9 | 請 負 業 者 | 住 所 八代市夕葉町3番地7
商 号 又 は 名 称 テレビやつしろ(株)
代 表 者 代表取締役 中山英朗 |
| 10 | 随意契約において契約の相手方を選定した理由 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

本工事は、国が実施する嵩上げ事業に伴い、当該地域の九電柱に共架しているCATV架線を移転工事するものであり、嵩上げ事業計画の都合上、8月末までの移転を求められている。

本工事の実施にあつては、伝送路の架け替え作業だけでなく、センター電波強度調整や放送送信機材の設置・周辺環境設定等に加え、テレビ放送を停波する必要があることから、利用者への事前周知、苦情等の対応を行う必要がある。また、ケーブルテレビ放送に必要な放送送信機材等は納期に相当な時間を要することから、工期に間に合うように調達できるのは、指定管理者としてケーブルテレビの維持管理を常時行っているテレビやつしろ(株)に限られる。

したがって、国の嵩上げ工事に支障が出ないよう、工事期間の短縮を図り、円滑かつ効率的に実施するには、テレビやつしろ(株)と契約することが最適である。なお、テレビやつしろ(株)は、総務省の関係団体である一般社団法人日本CATV技術協会が発行する技術者資格を有する社員を雇用しており、CATV設備の工事に必要とされる技術や知識も十分に備えている。

以上の理由から、本件は競争入札に付するいとまがなく、他の事業者には期限内の工事は困難であり、本市にとって競争入札に付することが不利と認められることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号を適用し、随意契約とするものである。 |

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方に選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

契 約 結 果 表

- | | | | | |
|----|--|--------------------------------|------------|------------|
| 1 | 工 事 番 号 | 令和6年度 東地総 第1号 | | |
| 2 | 工 事 名 | 東陽交流センターせせらぎ空調機改修工事 | | |
| 3 | 工 事 場 所 | 八代市東陽町南1051-1 | | |
| 4 | 工 種 | 空調機改修工事 | | |
| 5 | 工 事 概 要 | 2階ホール空調機の部品取替による修理及び東脱衣室の空調機更新 | | |
| 6 | 契 約 金 額 | ¥2,794,000 | | |
| 7 | 契 約 日 | 令和6年8月22日 | | |
| 8 | 工 事 期 間 | 令和6年8月23日 | ～ | 令和6年11月29日 |
| 9 | 請 負 業 者 | 住 所 | 八代市若草町10-5 | |
| | | 商 号 又 は 名 称 | (株)本田商事 | |
| | | 代 表 者 | 代表取締役 本田和博 | |
| 10 | 随意契約において契約の相手方を選定した理由 | | | |
| | 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号 | | | |
| | せせらぎ2階のホール及び東脱衣所の空調機は4月に故障してから現在に至るまで応急運転で稼働させてきたが、8月17日夕方ホール空調機が完全に故障した。利用者へのサービス向上の観点から、一日でも早く改修工事を行い、復旧する必要があるため、競争入札に付する暇がなく、競争入札に付することが不利と認められることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号を適用し、随意契約とするものである。 | | | |
| | また、ホール空調機の8月末までの復旧について、地元業者を含む4業者に確認したところ、対応可能である業者は、従前より応急運転対応時の修繕に関わるなど本改修工事の内容に精通している(株)本田商事のみであったため、当業者1者から見積りを徴するもの。 | | | |

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方に選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

契 約 結 果 表

- | | | | | |
|----|--|--|---------------|-----------|
| 1 | 工 事 番 号 | 令和6年度 復災林 第1号 | | |
| 2 | 工 事 名 | 林道瀬戸石線災害復旧工事(R2 7月災3・4号) | | |
| 3 | 工 事 場 所 | 八代市坂本町川岳 | | |
| 4 | 工 種 | 道路改良工事 | | |
| 5 | 工 事 概 要 | 復旧延長L=105m 大型コンクリートブロック積工A=64.0㎡ コンクリートブロックA=320.9㎡ As舗装工A=236.3㎡ Co舗装工A=66.0㎡ | | |
| 6 | 契 約 金 額 | ¥44,473,000 | | |
| 7 | 契 約 日 | 令和6年8月23日 | | |
| 8 | 工 事 期 間 | 令和6年8月26日 | ～ | 令和7年3月31日 |
| 9 | 請 負 業 者 | 住 所 | 八代市東陽町南3553番地 | |
| | | 商 号 又 は 名 称 | (有)氷川開発 | |
| | | 代 表 者 | 代表取締役 上村金吾 | |
| 10 | 随意契約において契約の相手方を選定した理由 | | | |
| | 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号 | | | |
| | 本工事は、令和2年7月豪雨で林道瀬戸石線が被災したため必要となる災害復旧工事をおこなうものであり、条件付き一般競争に付したところ不調となった。 | | | |
| | 故に、入札不調対策及び不調対応策(別紙参照)より、Aランク業者であり、坂本地内で同種災害復旧工事を施工した実績のあり、技術者の配置が可能である有限会社氷川開発を相手方とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号を適用し随意契約とするものである。 | | | |

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方に選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日

令和6年10月3日

契 約 結 果 表

- | | | |
|----|-----------------------|---|
| 1 | 工 事 番 号 | 令和6年度 復災林 第2号 |
| 2 | 工 事 名 | 林道板持線災害復旧工事(R2 7月災2・3号) |
| 3 | 工 事 場 所 | 八代市坂本町百済来下 |
| 4 | 工 種 | 道路改良工事 |
| 5 | 工 事 概 要 | 【2号】 施工延長L=28.0m 大型ブロック積工A=149.4㎡ 舗装工A=49.4㎡
【3号】 施工延長L=11.0m 大型ブロック積工A=43.5㎡ 舗装工A=21.4㎡ |
| 6 | 契 約 金 額 | ¥35,200,000 |
| 7 | 契 約 日 | 令和6年8月30日 |
| 8 | 工 事 期 間 | 令和6年9月2日 ～ 令和7年3月31日 |
| 9 | 請 負 業 者 | 住 所 八代市郡築三番町127-1
商 号 又 は 名 称 (資)野田建設
代 表 者 代表社員 野田昌博 |
| 10 | 随意契約において契約の相手方を選定した理由 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号 |

本工事は、令和2年7月豪雨で林道板持線が被災したため必要となる災害復旧工事を行うものであり、条件付き一般競争に付したところ不調となった。(開札日:令和6年7月8日)

本工事については、災害復旧工事で緊急を要するうえ、今回は仕様の見直しが出来ないため入札不調対策及び不調対応策(別紙参照)より、Aランク業者で、坂本町地内で同種災害復旧工事を施工した実績があり、技術者の配置が可能である合資会社野田建設を相手方とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号を適用し随意契約とするものである。

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方に選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日

令和6年10月3日